

岩手県議会事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

岩手県議会議長 伊藤 勢 至

岩手県議会事務局組織規程の一部を改正する訓令

岩手県議会事務局組織規程（昭和44年岩手県議会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課の設置)</p> <p>第2条 事務局に次の課を置く。</p> <p>総務課 議事課 政務調査課</p> <p>(課の分掌事務)</p> <p>第3条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 議長秘書用務に関すること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>給与その他の給付に関すること。</u></p> <p>(4) 職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること。</p> <p>(5) 研修、厚生福利及び安全衛生管理に関すること。</p> <p>(6) <u>叙位及び叙勲、<sup>ほう</sup>褒章並びに議長表彰に関すること。</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) 公文書の受領、配布及び発送に関すること（<u>他課の</u>主管に属するものを除く。）。</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) 自動車の管理に関すること。</p> <p>(15) <u>その他他課の</u>主管に属しないこと。</p>	<p>(課の設置)</p> <p>第2条 事務局に次の課を置く。</p> <p>総務課 議事調査課</p> <p>(課の分掌事務)</p> <p>第3条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>総務秘書担当の分掌事務</u></p> <p>(1) <u>議長及び副議長の</u>秘書用務に関すること。</p> <p>(2) <u>叙位及び叙勲、褒章並びに議長表彰に関すること。</u></p> <p>(3) <u>議員報酬及び費用弁償等に関すること。</u></p> <p>(4) <u>政務調査費に関すること。</u></p> <p>(5) <u>議員共済会及び議員の厚生福利に関すること。</u></p> <p>(6) <u>傍聴人に関すること。</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) 職員の<u>給与、勤務時間</u>その他の勤務条件に関すること。</p> <p>(9) <u>職員定数、組織及び人事に関すること。</u></p> <p>(10) <u>職員の</u>研修、厚生福利及び安全衛生管理に関すること。</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) 公文書の受領、配布及び発送に関すること（<u>議事調査課の</u>主管に属するものを除く。）。</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) <u>庁用自動車</u>の管理に関すること。</p> <p>(19) <u>その他議事調査課の</u>主管に属しないこと。</p> <p><u>認定任用担当の分掌事務</u></p> <p>(1) <u>非常勤職員及び非常勤特別嘱託員の</u>任免に関すること。</p> <p>(2) <u>臨時的任用職員の</u>任免に関すること。</p> <p>(3) <u>職員の扶養親族の</u>認定に関すること。</p> <p>(4) <u>職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額</u>の決定又は改定に関すること。</p>

2 議事課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本会議及び委員会に関すること。
- (2) [略]
- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) [略]
- (6) 議場の警備及び取締りに関すること。
- (7) [略]
- (8) 委員会の調査に関すること。
- (9) 傍聴人に関すること。

3 政務調査課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県政に関する調査、研究及び資料の収集、整備に関すること。
- (2) 政策立案に関する予備的調査に関すること。
- (3) 議会審議資料に関すること。
- (4) 広報に関すること。
- (5) 議員の資産等の公開に関すること。
- (6) 情報公開に関する事務の調整に関すること。
- (7) 図書室の管理に関すること。
- (8) 議会史の編さんに関すること。
- (9) 議長会、事務局長会等に関すること。

(5) 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額の設定又は改定に関すること。

(6) 職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月額の設定又は改定に関すること。

(7) 職員の寒冷地手当の支給区分の認定及び月額の設定又は改定に関すること。

2 議事調査課の分掌事務は、次のとおりとする。

議事担当の分掌事務

- (1) 本会議に関すること。
- (2) 常任委員会に関すること。
- (3) 予算特別委員会及び決算特別委員会に関すること。
- (4) [略]
- (5) [略]
- (6) [略]
- (7) [略]
- (8) [略]

政務調査担当の分掌事務

- (1) 県政に関する調査、研究並びに資料の収集及び整備に関すること。
- (2) 政策立案に関する予備的調査に関すること。
- (3) 議会審議資料に関すること。
- (4) 議員提出条例案の立案支援に関すること。
- (5) 特別委員会に関すること(予算特別委員会及び決算特別委員会を除く。)
- (6) 発議案及び意見書に関すること(委員会発議に係るものを除く。)
- (7) 広報及び県民の要望の処理に関すること。
- (8) 議員の資産等の公開に関すること。
- (9) 情報公開に関する事務の調整に関すること。
- (10) 岩手県議会情報公開審査会に関すること。
- (11) 県政調査会に関すること。
- (12) 議長会、事務局長会等に関すること。
- (13) 図書室の管理に関すること。
- (14) 議会史の編さんに関すること。

<p>(10) <u>県政調査会に関すること。</u></p> <p>(11) <u>岩手県議会情報公開審査会に関すること。</u></p> <p>(次長)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 <u>次長は、事務局長を補佐し、上司の命を受け、事務局の事務を整理するとともに、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。</u></p> <p><u>(課長補佐)</u></p> <p>第6条 <u>課に課長補佐を置く。</u></p> <p>2 <u>課長補佐は、課長を補佐し、上司の命を受け、課の事務を整理するとともに、課長に事故があるとき、又は課長が欠けたときは、その職務を代理する。</u></p> <p>(主任主査)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>(主査)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>(主任)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>(参事)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>(主幹)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>(副主幹)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>(主任主事、主事その他の職員)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>(書記等の職)</p> <p>第14条 次長、課長、<u>課長補佐</u>、主任主査、主査、主任、参事、主幹、副主幹、主任主事及び主事にあつては書記を、運転技士、主任衛視及び衛視にあつては書記以外の職員をもつて充てる。</p>	<p>(次長)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p><u>(管理主幹)</u></p> <p>第6条 <u>総務課に、必要に応じ、管理主幹を置く。</u></p> <p>2 <u>管理主幹は、上司の命を受け、事務局の事務管理、人事、予算経理等に関する事項を処理し、又は事務局の企画に参画する。</u></p> <p><u>(担当課長)</u></p> <p>第7条 <u>課に担当課長を置く。</u></p> <p>2 <u>担当課長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当区分に応じ、課の事務を掌理するとともに、課長に事故があるとき、又は課長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。</u></p> <p>(主任主査)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>(主査)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>(主任)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>(参事)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>(主幹)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>(副主幹)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>(主任主事、主事その他の職員)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>(書記等の職)</p> <p>第15条 次長、課長、<u>管理主幹</u>、<u>担当課長</u>、主任主査、主査、主任、参事、主幹、副主幹、主任主事及び主事にあつては書記を、運転技士、主任衛視及び衛視にあつては書記以外の職員をもつて充てる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	
<p>附 則</p>	
<p>この訓令は、平成19年4月1日から施行する。</p>	